

パブリックコメント手続の実施予告

対象案件	富良野市文化芸術基本条例の制定について
意見募集期間	令和4年10月14日（金）から令和4年11月14日（月）まで
公表場所（供覧・閲覧）	・ 行政情報コーナー ・ 山部・東山支所 ・ 文化会館 ・ 図書館 ・ 担当窓口（コミュニティ推進課） ・ ホームページ ・ 広報ふらの10月号お知らせ版
意見提出方法	・ 書面（様式自由）による提出 ・ 封書、ファクシミリ、電子メール、録音テープ（記録性の確保可能なもの）、直接提出、意見箱（公表場所に設置）への投函のいずれか ・ 意見提出者は、住所・氏名を記入のこと（住所・氏名の公表は行わないが、記入のない意見には回答できない場合がある）
意見提出者	① 市内に住んでいる方 ② 市内で働いている方 ③ 市内で学んでいる方 ④ 市内に事業所がある法人やその他の団体
意見提出先（問合せ先）	市民生活部コミュニティ推進課 郵便番号 076-8555 富良野市弥生町1番1号 電話 0167-39-2311 ファクシミリ 0167-39-1313 電子メールアドレス： shiminnkyoudou-ka@city.furano.hokkaido.jp

 広報紙10月号お知らせ版への掲載 市のホームページへの掲載（掲載日 9月30日）